



平成25年11月23日

G-1237

中国による東シナ海における防空識別圏の設定（伊原アジア大洋州局長から韓志強在中国大公使への抗議）

1. 本23日午後4時10分頃、伊原アジア大洋州局長は、韓志強在京中国大公使に対し、本日中国国防部が発表した東シナ海における防空識別圏の設定について、我が国としての嚴重な抗議を行いました。

2. この中で、伊原局長は、中国側が今次設定した東海防空識別圏は、わが国固有の領土である尖閣諸島の領空を含むものであり、日本側としては全く受け入れることはできない旨伝えました。

3. その上で、伊原局長は、中国側がこうした空域を一方的に設定することは、尖閣諸島をめぐる状況を一方的にエスカレートさせるものであり、現場空域において不測の事態を招きかねない非常に危険なものである旨指摘し、岸田外務大臣からもしっかり申し入れるよう言われている、日本側として更なる抗議・申入れを行う権利を留保する旨伝えました。

4. 以上に対して、韓志強公使は、中国側の独自の立場を述べた上で、本国に報告する旨述べました。

5. なお、日本政府としては、23日午後に内閣官房において関係省庁局長級会合を開催する等、情報収集及び対応を行っています。